

●義務付け事項●

【事実の通知(入契法)】

- ・公正取引委員会への通知(独禁法違反の疑いがあれば公取に通知)
- ・許可行政庁への通知(建設業法違反の疑いがあれば許可行政庁に通知)

【情報の公表(施行令)】

- ・発注の見通しに関する事項
(年度内発注見込み工事の名称や入契方法等を4月1日以後遅滞なく公表)
- ・入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項
(次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく公表)
- ・一般競争入札に参加する者に必要な資格
- ・一般競争入札参加資格者名簿
- ・指名競争入札に参加する者に必要な資格
- ・指名競争入札参加資格者名簿
- ・指名競争入札参加指名基準
- ・制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格
- ・一般競争入札に参加しようとした者の商号又は名称
- ・一般競争入札に参加させなかった者の商号又は名称
- ・一般競争入札に参加させなかった理由
- ・指名業者名、指名理由
- ・入札者の商号又は名称及び入札金額
- ・落札者の商号又は名称及び落札金額
- ・最低価格以外の入札者を落札者とした理由
- ・最低制限価格未満の価格での入札者の商号又は名称
- ・総合評価落札方式を行った理由
- ・総合評価落札方式の落札者決定基準
- ・総合評価落札方式の落札者決定理由
- ・契約相手方の商号又は名称及び住所
- ・公共工事の名称、場所、種別及び概要(当初と変更)
- ・工事着手の時期及び工事完成の時期(当初と変更)
- ・契約金額(当初と変更)
- ・随意契約の相手方選定理由